

白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第 3 2 号

白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白馬村国民健康保険税条例（昭和32年白馬村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当するもの

第26条第2項中「納期限まで」の次に「（ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白馬村国民健康保険税条例（昭和32年白馬村条例第24号）新旧対照表

改正後	改正前
（国民健康保険税の減免） 第26条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、 村長において必要があると認めるものに対し、国民健康保 険税を減免することができる。 (1)～(3) （略） <u>(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当するも の</u> <u>(5) （略）</u> 2 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けようと する者は、納期限まで<u>（ただし、同項第4号に該当する場 合は、この限りでない。）</u>に次に掲げる事項を記載した申 請書にその理由を証明する書類を添えて、これを村長に提 出しなければならない。 (1)～(3) （略）	（国民健康保険税の減免） 第26条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、 村長において必要があると認めるものに対し、国民健康保 険税を減免することができる。 (1)～(3) （略） <u>(4) （略）</u> 2 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けようと する者は、納期限まで_____に次に掲げる事項を記載した申 請書にその理由を証明する書類を添えて、これを村長に提 出しなければならない。 (1)～(3) （略）